

令和 7 年度国保税 30代夫婦と子（未就学児） 算定詳細

		令和 7 年度			令和 6 年度		
		※課税総所得金額は、所得額から43万円（基礎控除）を引いたもの		各区分の計			各区分の計
医療分	所得割	世帯主 （200万円－43万円＝157万円）	1,570,000 円 × 7.50 % = 117,750 円	186,400 円 （100円未満切捨）	1,570,000 円 × 7 % = 110,057 円	177,900 円 （100円未満切捨）	
		配偶者	0 円 × 7.50 % = 0 円		0 円 × 7 % = 0 円		
	均等割	世帯主・配偶者	20,320 円 × 2 人 = 40,640 円		20,000 円 × 2 人 = 40,000 円		
		子	※未就学児の均等割は半額 10,160 円 × 1 人 = 10,160 円		10,000 円 × 1 人 = 10,000 円		
	平等割		17,920 円		17,920 円		
後期高齢者支援金分	所得割	世帯主	1,570,000 円 × 2.46 % = 38,622 円	62,300 円 （100円未満切捨）	1,570,000 円 × 2.1 % = 32,813 円	52,800 円 （100円未満切捨）	
		配偶者	0 円 × 2.46 % = 0 円		0 円 × 2.1 % = 0 円		
	均等割	世帯主・配偶者	7,200 円 × 2 人 = 14,400 円		5,920 円 × 2 人 = 11,840 円		
		子	3,600 円 × 1 人 = 3,600 円		2,960 円 × 1 人 = 2,960 円		
	平等割		5,680 円		5,200 円		
介護分 （40歳以上65歳未満の方）	所得割	40歳未満のため賦課されません			40歳未満のため賦課されません		
	均等割						
	平等割						
国保税額				248,700 円			230,700 円

医療分とは・・・国保加入者の医療給付費などに充てられる費用についての保険税です。
後期高齢者支援金分とは・・・後期高齢者医療制度の加入者の医療給付費を支援するための保険税です。
介護分とは・・・介護保険の第 2 号被保険者としての保険税です。40歳以上で65歳未満の方が対象です。